

# きりばたけ

## 通信

74号

令和6年9月号（年4回）  
札幌司法書士会 会長 後藤力哉  
編集担当責任者 番井菊世  
<https://sapporo-shiho.or.jp/>  
〒060-0042  
札幌市中央区大通西13丁目4番地  
電話 011-281-3505  
FAX 011-261-0115



### 高齢の親の不動産が売れない！？

高齢社会である現代では、介護が必要になった高齢の親の不動産を処分して、介護費用や施設への入居費用にあてることがあります。しかし、所有者である親が認知症で、その不動産の売却ができず、介護費用を捻出できない、施設に入居できないということがあります。事前の対応策もありますが、今回は不動産が売れない状況に陥ってしまった場合のお話をします。自分が住んでいる自宅を処分する決断は簡単ではありません。今後もこのような事例は増えていくと考えられます。



一人暮らしをしていたお母さんが、高齢者の施設に入所することになったんだ。

そうなんだ。きりちゃん、一人で認知症のお母さんを介護していて大変だったもんね。



司法書士 安東

施設の方が安心なんだけど、一つ問題があって・・・



どうしたの？



お母さんの年金だけだと施設費用が足りないから、お母さんの自宅を売ろうとしたら、不動産屋さんに「認知症の人の不動産を売却するには後見人が必要だ」って言われちゃった。



最近よく聞く話だよ。その人の症状にもよるけど、重要な財産に関する契約ができないうらい、判断能力が不十分になったら、契約のために家庭裁判所で後見人をつけてもらった方がいいね。



子どもではお母さんの自宅は売れないの？



お母さん名義の自宅は、あくまでもお母さんのものだから、子どもでも自由に処分することはできないんだよ。お母さんが自分で「〇〇円なら誰々に売ります」って判断することが必要だから。



お母さんが判断できないから、お母さんが損をしないように後見人が判断するんだね。





不動産の売却が終わったら、後見人はなくなるの？

後見人は、お母さんの判断能力が回復するか、亡くなるまで、ずっといるんだ。



じゃあ、子供である自分が後見人になることはできる？

最終的には家庭裁判所の判断だけど、きりちゃんが他のきょうだいと揉めたりとか、特別な事情がなければ、なれる可能性もあるよ。



後見人は具体的には何をやるの？

お母さんのために、介護施設との契約をしたり、お金の管理をしたり、家庭裁判所に報告をしたりするよ。あと、不動産の売却もできるけど、そのためには家庭裁判所の許可が必要だよ。



お母さんのお金を使ってもいいの？

お母さんのために、お母さんのお金を使うのはかまわないけど、きりちゃんのために使ったらだめだよ。



今までも、自分のために使ったことなんかないよ～（笑）

後見人は、認知症のお母さんの権利を守るためにいるけど、一度制度が開始したら、途中で止められないから、よく考えて制度を利用してね。



後見人は家族ではなく、司法書士や弁護士が選ばれることもあるんだよね。

そうだね。司法書士は制度ができた平成12年からずっと業務を行ってきたので、成年後見についてわからないことがあったら、気軽に相談してほしい



相談窓口はあるの？

札幌司法書士会の成年後見・任意後見の無料電話相談を紹介するね。

**電話番号 011-522-6078**

相談受付時間：月～金 12時～15時

※通話料はご相談者の負担となります

※祝祭日、年末年始、お盆期間を除きます



お母さんのこと相談してみようっと！

最後に、ご案内です。

10月1日、札幌司法書士会は下記に移転します。電話・FAXに変更はありません。

札幌市中央区南1条東1丁目3番地  
パークイースト札幌2階

